

令和5年度

第9回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和5年11月14日

湯沢市農業委員会

第9回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和5年11月14日(火) 午後1時30分

場所 湯沢グランドホテル

開会 午後1時33分

閉会 午後2時35分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	福嶋 富子	11番	麻生 良子
2番	佐々木 昇	12番	沓澤 弥
3番	伊藤 秀郎	13番	加藤 エリ子
4番	川崎 秀悦	15番	高橋 郁夫
5番	水戸 義昭	16番	高橋 忠雄
6番	姉崎 与志弘	17番	宮原 正明
7番	佐藤 昇	18番	高橋 敬悦(会長職務代理者)
8番	加藤 艶子	19番	高橋 伸太郎(会長)
9番	由利 幸悦		
10番	瀬川 等		

2) 欠席した委員

14番 佐藤 栄子

3) 遅刻した委員

なし

19名中18名出席

(午後1時33分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 大野 重雄

班 長 高山 善樹

主 査 小松 幹

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

- ・報告第7号 第1専門委員会第2回会議の報告について
- ・報告第8号 第3回農地対策専門委員会の報告について
- ・報告第9号 第1回運営委員会の報告について
- ・農地法に基づく届出等の報告
 - (1) 賃貸借契約合意解約
 - (2) 申請取下げ
 - (3) 申請許可状況

3 議 案

- 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第44号 湯沢市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午後1時33分 委員総数19名中、ただいまの出席委員は18名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>欠席の届出があった委員の方は、14番 佐藤 栄子 委員 です。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、9番 由利 幸悦 委員、10番 瀬川 等 委員 の両名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告4件、議案3件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。</p> <p>冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に挙手による採決を行います。</p> <p>また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願いいたします。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">(大野事務局長、挙手)</p> <p>大野事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>会務報告の内容について、ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。</p> <p>次に報告第7号 第1専門委員会第2回会議の報告をお願いします。</p>

議 長	(4番 川崎 秀悦 委員、挙手) 4番 川崎 秀悦 委員。
	(第1専門委員会第2回会議報告、朗読説明)
議 長	報告第7号 第1専門委員会第2回会議の報告について、ご質問はありませんか。
	(質問なしの声あり)
議 長	それでは、只今の報告をご了承願います。 次に報告第8号 第3回農地対策専門委員会の報告をお願いします。
	(12番 沓澤 弥 委員、挙手)
議 長	12番 沓澤 弥 委員。
	(第3回農地対策専門委員会報告、朗読説明)
議 長	報告第8号 第3回農地対策専門委員会の報告について、ご質問はありませんか。
	(質問なしの声あり)
議 長	それでは、只今の報告をご了承願います。 次に報告第9号 第1回運営委員会の報告をお願いします。
	(18番 高橋 敬悦 職務代理者挙手、挙手)
議 長	18番 高橋 敬悦 職務代理者。
	(第1回運営委員会報告、朗読説明)
議 長	報告第9号 第1回運営委員会の報告について、ご質問はありませんか。
	(質問なしの声あり)
議 長	それでは、只今の報告をご了承願います。 次に農地法に基づく届出等の報告をお願いします。
	(高山班長、挙手)
議 長	高山班長。

高山班長	<p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約通知は2件で、面積は6,089㎡であります。解約事由は、第三者へ所有権移転するためであります。次に、2 申請取下げ申請は1件で、申請区分は農地法第3条、所有権移転の許可の取下げ、面積は421㎡であります。取下げ理由は、譲受人の都合によるためであります。次に、3 申請許可状況であります。先月の転用案件は5件で、5条使用貸借権設定 申請番号第4号と、5条所有権移転 申請番号第10号は、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受け、10月23日付けで許可し、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問の必要がなかった5条使用貸借権設定 申請番号第5号と、5条所有権移転 申請番号第8号、第9号は、10月10日付けで許可しております。報告は以上です。</p>
議長	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>それでは、ご了承願います。</p> <p>次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高山班長、挙手)</p>
議長	<p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和5年11月14日提出。</p> <p>議案書4ページをご覧ください。賃貸借権設定は1件で、面積は5,191㎡であります。申請事由は、高齢による経営縮小のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。</p> <p>次に議案書5ページから6ページをご覧ください。所有権移転は7件、面積13,599㎡であります。申請事由は、申請番号第37号、40号、41号は農業廃止のため、39号、42号、44号は経営縮小のため、43号は兼業による経営縮小のためであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。</p>
13番	<p>3条所有権移転申請番号第44号の申請地の畑ですが、現在、どういった</p>

	状態となっていますか。
5 番	この案件の現地調査に私が行って来ましたので説明しますと、現況は田の状態でした。
議長	(大野事務局長、挙手) 大野事務局長。
事務局長	3条所有権移転申請番号第44号の申請地の地目につきまして、議案書には台帳記載の地目である畑と記載しておりましたが、委員による現地調査により現況は田の状態と確認されておりましたので、この場にて議案書の訂正をお願いいたします。
議長	暫時休憩します。(午後1時52分) 再開します。(午後2時08分)
議長	他に質問はありませんか。 (質問なしの声あり)
議長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	全員挙手。議案第43号「農地法3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに決定いたします。 次に、議案第44号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。
議長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案第44号「湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)、以降「旧農業経営基盤強化促進法」と略して説明させていただきます、第18条第1項の規定に基づき、計画の可否について決定を要す。令和5年11月14日提出。説明は以上です。

<p>議 長</p>	<p>ここで、議案書 8 ページの経営基盤強化促進法 利用権設定 整理番号 第 242号、243号 は 5 番 水戸 義昭 委員、議案書 8 ページの 整理番号 第 244号、9 ページの 245号、246号 は 10 番 瀬川 等 委員、議案書 9 ページの 整理番号 第247号 は 12 番 沓澤 弥 委員、議案書 9 ページの 整理番号 第248号、10ページの 249号 は 私、19番 高橋に関する案件となっております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは、利用権設定 整理番号 第242号、243号を審議しますので、5 番 水戸 義昭 委員 の退席をお願いいたします。</p> <p>(5 番 水戸 義昭 委員、退席) (午後 2 時11分)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高山班長、挙手) 高山班長。</p>
<p>高山班長</p>	<p>議案書 8 ページをご覧ください。利用権設定 整理番号 第242号、243号 は、賃貸借権の新規設定で、面積は5,935㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。利用権設定 整理番号 第242号、243号を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願いいたします。</p> <p>(5 番 水戸 義昭 委員、着席) (午後 2 時12分)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に利用権設定 整理番号 第244号、245号、246号を審議しますので、10</p>

	<p>番 瀬川 等 委員 の退席をお願いいたします。</p> <p>(10番 瀬川 等 委員、退席) (午後 2 時12分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高山班長、挙手)</p>
議 長	<p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案書 8 ページから 9 ページをご覧ください。利用権設定 整理番号 第 244号、245号、246号は、賃貸借権の再設定で、面積は19,510㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用権設定 整理番号 第244号、245号、246号を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願いいたします。</p> <p>(10番 瀬川 等 委員、着席) (午後 2 時14分)</p>
議 長	<p>次に利用権設定 整理番号 第247号を審議しますので、12番 沓澤 弥 委員の退席をお願いいたします。</p> <p>(12番 沓澤 弥 委員、退席) (午後 2 時14分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高山班長、挙手)</p>
議 長	<p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案書 9 ページをご覧ください。利用権設定 整理番号 第247号は、賃貸</p>

	<p>借権の再設定で、面積は14,895㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。利用権設定 整理番号 第247号を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願いいたします。</p> <p>(12番 沓澤 弥 委員、着席) (午後2時15分)</p>
議長	<p>次に利用権設定 整理番号 248号、249号 は 私、19番 高橋の案件となります。審議に先立ち、ここで議長を交代しますので、暫時休憩いたします。</p> <p>(午後2時15分)</p>
議長(職務代理)	<p>休憩前に引き続き議事を再開いたします。 (午後2時16分)</p>
議長(職務代理)	<p>それでは利用権設定 整理番号 第248号、249号を審議しますので、19番 高橋 伸太郎 委員の退席をお願いいたします。</p> <p>(19番 高橋 伸太郎 会長、退席) (午後2時16分)</p>
議長(職務代理)	<p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高山班長、挙手)</p>
議長(職務代理)	<p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案書9ページから10ページをご覧ください。利用権設定 整理番号 第248号、249号は賃貸借権の再設定で、面積は16,802㎡であります。賃料については総会資料の記載とおりであります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>

議長(職務代理)	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長(職務代理)	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(職務代理)	<p>全員挙手。利用権設定 整理番号 第248号、249号 を、計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願いいたします。</p> <p>(19番 高橋 伸太郎 会長、着席) (午後2時20分)</p>
議長(職務代理)	<p>ここで、議長を交代しますので、暫時休憩いたします。</p> <p>(午後2時20分)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、議事を再開いたします。(午後2時21分)</p>
議長	<p>次に、議案第44号 議事参与制限以外の利用権設定について、事務局より説明をお願いします。</p>
議長	<p>(高山班長、挙手) 高山班長</p>
高山班長	<p>議案書10ページから36ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用権設定は賃貸借権が99件で、面積は579,386.79㎡であります。新規の設定が7件、再設定が91件であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。使用貸借権は7件、面積は15,156.30㎡であります。新規の設定が1件、再設定が6件であります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p>

	(全員挙手)
議長	<p>全員挙手。議案第44号議事参与制限以外の利用権設定について、計画のとおり決定することといたします。</p> <p>続きまして、議案第44号 経営基盤強化促進法 所有権移転について審議します。事務局より説明をお願いします。</p>
議長	<p>(高山班長、挙手)</p> <p>高山班長</p>
高山班長	<p>議案書37ページをご覧ください。経営基盤強化促進法 所有権移転は2件で、面積は26,075㎡であります。申請事由は整理番号第5号、6号ともに経営縮小のためであります。また、整理番号第6号は農地中間管理事業の農地売買等支援事業の案件となっております。価格については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。ご質問ありませんか。</p>
議長	<p>暫時休憩します。(午後2時24分)</p> <p>再開します。(午後2時27分)</p>
議長	<p>何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>質問がないようですので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。議案第44号 経営強化基盤促進法 所有権移転について、計画のとおり決定することといたします。</p> <p>次に、議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。</p>
議長	<p>(高山班長、挙手)</p> <p>高山班長</p>
高山班長	<p>議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」、1 農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定</p>

により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和5年11月14日提出。

高山班長

初めに、5条 所有権移転 申請番号第11号について説明させていただきます。議案書39ページ、議案付属資料は8ページから19ページをご覧ください。

申請地は、湯沢市■■■■■■■■■■、地目は田、面積は■■■■ m²であります。

申請内容は、申請者・譲受人は、■■■■■■■■■■業などを営み、申請地から北東へ約0.4kmに位置する湯沢市■■■■■■■■■■地内にある工場で■■■■等の製造を行っておりますが、近年の大型工事（ダム・高速道路）の需要により骨材及びコンクリート2次製品等の保管場所が必要になったことから、申請地を取得して新たに資材置場を確保するための転用となっております。

申請地は、市立山田中学校から■■■■へ約■■■■km、湯沢市役所から■■■■へ約■■■■kmに位置し、東側は水路、西側は水路、南側は田、北側は水路に隣接しております。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断しました。

事業計画は、高さ■■■■m、土量■■■■m³の造成工事を行い、コンクリート2次製品のヒューム管・U字溝置場■■■■m²、砂■■■■m³・砂利■■■■m³を保管・管理するための資材置場と通路等を整備するものです。事業費は、用地取得費■■■■円、造成・整地経費■■■■円、測量・登記経費■■■■円、計■■■■円であります。資金計画は、全額自己資金で残高証明書により確認しております。

被害防除計画は、北側進入路にL型擁壁を設置し、それ以外は全て安定勾配での整形と張芝により法面保護を行い、周辺に影響が無いよう配慮することです。汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理するものです。

許可判断として、申請地は第1種農地であります。申請農地に代えて当該事業の目的を達成出来る他の土地は無く、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、規則第33条第4号の不許可の例外に該当するものと考えられるため、やむを得ないものと判断しました。

高山班長

次に、5条 所有権移転 申請番号第12号について説明させていただきます。議案書39ページ、議案付属資料は20ページから27ページをご覧ください。

申請地は、湯沢市■■■■■■■■■■、地目は畑、面積は■■■■ m²であります。

	<p>申請内容は、両親と同居するため、両親の現住居敷地に隣接する申請地を取得し、住宅の建替えをするための転用となっております。申請地は、市立湯沢西小学校から■■■■へ約■■■■km、湯沢市役所から■■■■へ約■■■■kmに位置し、東側は畑、西側は宅地、南側は原野、北側は畑に隣接しております。農地区分は、都市計画区域・第1種住居地域であることから第3種農地であると判断しました。</p> <p>事業計画は、現在の住居敷地■■■■㎡と申請地■■■■㎡とを合わせた土地に住宅■■■■㎡を建築し、残りを緩衝地及び雪捨て場として整備するものです。事業費は、用地取得費■■■■円、建物建設・設計経費■■■■円、測量登記経費■■■■円、搬入等諸経費■■■■円、計■■■■円であります。資金計画は借入資金となっており、金融機関の事前審査結果の書類により確認しております。</p> <p>被害防除計画は東側、南側、北側に緩衝地を設け、周辺に影響が無いよう配慮するとのことです。汚水・生活雑排水は合併浄化槽を設置し、雨水は自然流下により処理するものです。</p> <p>許可判断として、申請地は第3種農地であり、事業計画等にも問題はなく一般基準を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、現地確認結果について、6番 姉崎 与志弘 委員から報告願います。</p>
議 長	<p>(6番 姉崎 与志弘 委員、挙手) 6番 姉崎 与志弘 委員。</p>
6 番	<p>議案第45号の現地確認について報告いたします。 10月27日、5番 水戸 義昭 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしまりました。 先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p>
議 長	<p>説明及び報告が終わりました。議案第45号について質疑を行います。何かご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第45号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p>

議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第45号の農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p>
議 長	<p>これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午後2時35分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和5年11月14日

議長 高橋 伸太郎 

署名委員 9番 由利 章悦 

署名委員 10番 瀬川 将 